

第二十三条の四第一号中、「第二条の二第三項」を、「第二条の二第四項」に、「タ」を、「ヨ」に、「第三十四条の二」に規定する特許料等の納付の申出」を、「第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（第十六号において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付を除く。）に改め、同条第二号中、「タ」を、「ヨ」に、「第三十四条の二」に規定する特許料等の納付の申出」を、「第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（第十六号において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付を除く。）に改め、同条第二十号中、「タ」を、「ヨ」に改め、同条第二十三号を第二十五号とし、同条第二十二号中、「第十二条第二項」を、「第十二条第四項」に、「実用新案法施行規則第九条」を、「実用新案法第十三条第三項」に、「送付」を、「送達」に改め、同号を同条第二十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二十二 実用新案法第十二条第七項の規定による通知

二十三 実用新案法第十三条第二項の規定による通知

二十九条中、「に掲げる物件」の下に（第十九条第三項に規定する場合を除く。）を加える。

第三十条中、「第四十九号」を、「第五十二号」に改める。

第三十四条（見出しを含む。）中、「指定情報処理機関」を、「登録情報処理機関」に改める。

第三十四条の二中、「から第十号まで、第十三号、第十四号、第十七号、第十八号、第二十二号及び第二十五号から第二十七号」を、「第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号」に、「第十一号、第十二号、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで及び第二十九号」を、「第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号」に改め、同条第五号中、「第十三条第一項」の下に（同法第六十八号第一項において準用する場合を含む。）を加え、同条第二十九号を第三十四号とし、第二十八号を第三十三号とし、同条第二十七号中、「特許料等の納付の申出に係るものを除く。」を、「特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。」に、「及び第四十九号」を、「第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号」に、「特許料等の納付の申出に係るものに限る。」を、「特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。」に、「から第二十三号まで」を、「から第二十八号まで」に、「第二十四号」を、「第二十九号」に、「第二十五号」を、「第三十号」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十六号中、「第二条の二第一項若しくは第三項」を、「第二条の二第一項若しくは第四項」に改め、「第四十三号」の下に（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）を、「第四十七号」の下に、「及び第四十九号から第五十一号」を加え、同号を同条第三十一号とし、同条第二十五号中、「第二十六号」を、「第三十一号」に、「第二条の二第一項若しくは第三項」を、「第二条の二第一項若しくは第四項」に、「から第二十三号まで」を、「から第二十八号まで」に改め、同号を同条第三十号とし、第二十二号から第二十四号までを五号ずつ繰り下げ、第二十七号の前に次の一号を加える。

二十六 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の請求（第十条第四号、第十八号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行った者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

第三十四条の二中第二十一号を第二十五号とし、第十七号から第二十号までを四号ずつ繰り下げ、第二十一号の前に次の一号を加える。

二十 意匠法第六十七条第七項に規定する過誤納の請求（第十条第三号、第十五号、第十八号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行った者が意匠法第六十七条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

第三十四条の二中第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五 実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）に関する同法第三十四条第一項に規定する登録料の返還の請求

十六 実用新案法第五十四条の二第二十号に規定する過誤納の請求（第十条第一号、第十八号、第二十三号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十号まで及び第五十二号に掲げる手続を行った者が実用新案法第五十四条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

第三十四条の二第十三号を削除し、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同条第九号中、「第十三条の三第一項」の下に、「実用新案法施行規則第二十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項」を加え、同号を同条第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 特許法第九十五条第九項の規定による出願審査の請求の返還の請求

十 特許法第九十五条第十一項に規定する過誤納の請求（第十条第一号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行った者が特許法第九十五条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

第三十四条の五中、「第四十九号及び第五十号」を、「及び第四十九号から第五十三号まで」に改める。

第三十五条の見出し中、「読み取り専用光ディスク」を、「読み取り専用光ディスク等」に改め、同条中、「第十三条」を、「第十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合においては、当該情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二條第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信装置によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを行い、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するものとする。

第三十八条の二中、「第四十九号又は第五十一号から第五十五号まで」を、「第五十二号又は第五十四号から第五十八号まで」に改める。

第四十一条第一項中、「第十五条第一項」の下に、「及び第二項」を加える。

第五十五条見出し中、「指定」を、「登録」に改める。

第六十条の五中、「第四十二条の二」の下に、「第四十三条及び第四十八条」を、「第六十条の三及び第六十条の四」との下に、「第四十三条第一号中、「情報処理業務」とあるのは、「先行技術調査業務」とを加え、同条を第六十条の十とし、同条の前に次の四条を加える。

（業務の休廃止の届出）

第六十条の六 特定登録調査機関は、法第三十九条の八の規定により先行技術調査業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする先行技術調査業務の区分

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由